

池田二丁目環境保護地区の指定解除について

本日のタイムスケジュール

14:00-14:30	事前説明	(30分)
14:30-14:50	移動	(20分)
14:50-15:50	現地視察	(60分)
15:50-16:10	移動	(20分)
16:10-17:00	審議	(50分)

令和3年度(2021年度)第4回環境審議会ですいただいた主な意見

	ご質問・ご意見	第4回環境審議会での回答	今回の資料
1	条文の解釈 (原島委員) (条例6条第3号に関連して) 所有者が変わっていないにも関わらず、規則で解除できるのか疑問。 条例の解釈が少し複雑で、無効でないかと思った。市の見解を聞きたい。	今回、条例6条第3号の「その他の規則で定める場合」を適応。その他の規則(規則5条)では所有者が変わった場合に限らず、解除できる条件を設定していると理解しており、今回は第3号「保護協定締結して10年以上経た所有者から解除の申出があった場合」を適用。	資料1 3ページ ～4ページ
	(原島委員) 法学では「その他規則」と「その他の規則」は区別して使う。(例えば「陸海空軍 <u>その他の</u> 戦力はこれを保持しない」。) 普通の読み方、解釈の仕方によると今回の条文は疑問が残るので指摘しておく。		
2	指定方針について		
	(川越委員) A氏だけを解除できないのか？	指定基準の2000m ² を切る場合は全部解除の流れで取り扱ってきている。 一部解除は(他の地区で)今までも何度かされている。 今回はABCが親族関係で、Aだけの解除だけでなく、他の方も解除の意向かつ、2000m ² を切るため全部解除を考えている。	資料1 5ページ +別紙
	(川越委員) 指定面積2000m ² の根拠は？	条例や規則には記載されていない。内規的に定めている。 環境保護地区候補地選定の段階から「1団のまとまった緑=2000m ² 以上」という認識で取り扱ってきた。	
	(川越委員) 今後、同じような事案が生じた際に、グレーな印象を受けるので良くない。 (篠原会長) 今回を機に、内規ではなく条例規則に明記してはどうか？	指定基準については、規則等で明示するよう検討していく。	
3	環境保護地区の変遷		
	(澤委員) 自然環境部会では当時の時代背景や指定の広がりなど情報開示していただき、議論すべき。		資料1 6ページ ～7ページ
4	土地所有者の意向調査について		
	(原島委員) 地権者C氏は死亡しているので【全員一致で解除の意向】はありえないのでは？	土地所有者A～D氏のうち、D氏以外は、C氏の親族である。相続人の可能性があるA・B氏に代表して話を伺って全員一致と理解していた。今後、C氏の相続人が他にいないかを調べる。	資料1 8ページ

①「場合」と「とき」の違い

出典:「詳解公用文の書き方■わかりやすく正確な公用文を書くために■」

単独で用いる場合は、「場合」と「とき」の用い方に基準はないが、同一文中で大きな前提を掲げて更に小さな前提を重ねる場合は、**大きな前提**に「場合」を用い、**小さな前提**に「とき」を用いるのが原則。

条例第6条

市長は、環境保護地区の指定の変更及び解除(以下「環境保護地区の指定解除等」という。)を次の場合に行うことができる。

- (1) 自然災害等によって緑地が消滅した場合
- (2) 社会福祉施設、医療施設、道路等の公益上必要な施設の建築、建設等が行われる場合
- (3) **相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者に変更があった場合**で、**当該環境保護地区を相続した者から経済的な理由により解除の申出があったとき**その他の規則で定める場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合

1. 条文の解釈②

規則第5条(指定の変更及び解除)

②「その他」と「その他の」の違い

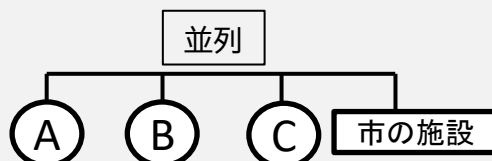
出典:「詳解公用文の書き方■わかりやすく正確な公用文を書くために■」

「その他」は、「その他」の前にある語句と「その他」の後にある語句が並列の関係にある場合に用いる。
一方、「その他の」は「その他の」の後ろにある語句がその前に列挙した語句を例示として受ける場合に用いる。

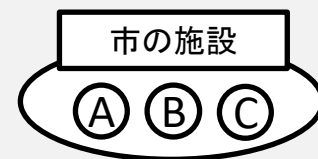


規則第5条

A博物館、B公民館、C動物園その他市の施設



A博物館、B公民館、C動物園その他の市の施設



条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれかの場合とする。

(1) 相続により所有者等に変更があった場合で次のいずれかに該当するとき。

ア 当該環境保護地区を相続した者から経済的な理由による解除の申出があったとき。

イ 当該相続があった日から5年以上を経過している場合で相続人から解除の申出があったとき。

(2) 売買等により所有者等に変更があった場合で、当該変更から5年以上経過し、当該環境保護地区の新たな所有者等から解除の申出があったとき。

(3) 環境保護地区保護協定締結後10年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。

2. 環境保護地区の指定方針

当初の方針(自然環境調査における緑地の評価)

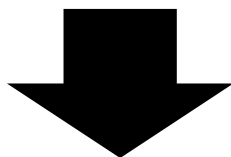
昭和58年度 自然環境調査

300m²以上の緑地971箇所を調査

→植生、緑量、景観の評価による5段階評価(A～E)で2,000m²以上の111箇所を選定

平成元年度 自然環境調査(昭和58年度の追跡調査)

67箇所を平成元年～6年にかけて精密調査を計画 ⇒11箇所指定、3箇所解除



平成15年度 指定方針(別紙)を決定

⇒4箇所指定、6箇所解除

環境保護地区の指定に当たっての基準が明確でないとの指摘を環境審議会を受け、指定基準を明確化し、事務処理の円滑化を行うとともに、良好な緑地のより一層の保全を図るため指定方針を決定。

指定基準

緑地面積が2,000m²以上で植生自然度、緑量、景観の指標の内いずれかが5段階(A～E)で評価Aに該当するもの。

3. 環境保護地区の変遷

環境保護地区の指定と解除

年度	経過	
	指定	解除
昭和58年度	自然環境調査(300m ² 以上の緑地971箇所) 植生、緑量、景観の評価によりAランクで2,000m ² 以上の111箇所を選定	
平成元年度	再度の現地調査の結果、111箇所が67箇所に減少 67箇所を平成元年～6年にかけて精密調査を計画	
平成3年度	旧飽託四町の緑地について現況調査を実施	
平成5年度	第1号 砂取環境保護地区を指定	
平成6年度	自然保護審議会による現地視察(平成元年度調査分11箇所) 第2号 高平1丁目立野環境保護地区を指定 第3号 池田3丁目富尾山環境保護地区を指定 第4号 池田4丁目富尾山環境保護地区を指定	
平成7年度	旧飽託四町の緑地20箇所を平成7～11年にかけて精密調査を計画	
平成8年度	第5号 新南部3丁目環境保護地区	
平成9年度	第6号 新南部2丁目環境保護地区を指定 第7号 池田3丁目段畑環境保護地区を指定 第8号 池田4丁目法成寺環境保護地区を指定 第9号 上南部町・下南部2丁目環境保護地区を指定区 第10号 上立田芭蕉屋敷環境保護地区を指定	
平成10年度		第8号 池田4丁目法成寺環境保護地区の一部指定解除
平成11年度		第7号 池田3丁目段畑環境保護地区の一部指定解除
平成13年度	第11号 龍田7丁目芭蕉鶴環境保護地区を指定	
平成14年度		第4号 池田3丁目富尾山環境保護地区の一部指定解除
平成15年度	環境保護地区の指定方針を決定(環境審議会です承)	第5号 新南部3丁目環境保護地区を指定解除 第7号 池田3丁目段畑環境保護地区の一部指定解除
平成16年度	第12号 池田2丁目環境保護地区を指定	
平成17年度	第13号 御坊山環境保護地区を指定	
平成18年度	第14号 高橋稲荷環境保護地区を指定	
平成19年度	第15号 下硯川横道環境保護地区を指定	
平成25年度	旧市内及び合併した旧三町(富合・城南・植木)の優良な緑地計12箇所の精密調査を実施	
平成26年度	優良な緑地計4箇所の精密調査を実施	第6号 新南部2丁目環境保護地区の一部指定解除 第9号 上南部町・下南部2丁目環境保護地区の一部指定解除 第10号 上立田芭蕉屋敷環境保護地区の一部指定解除
平成29年度		第14号 高橋稲荷環境保護地区の一部指定解除

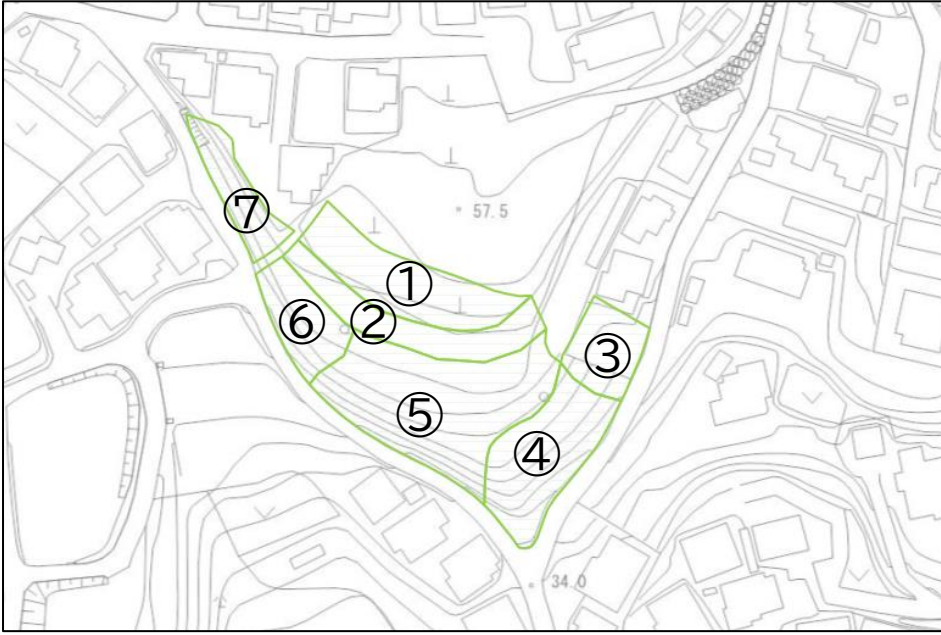
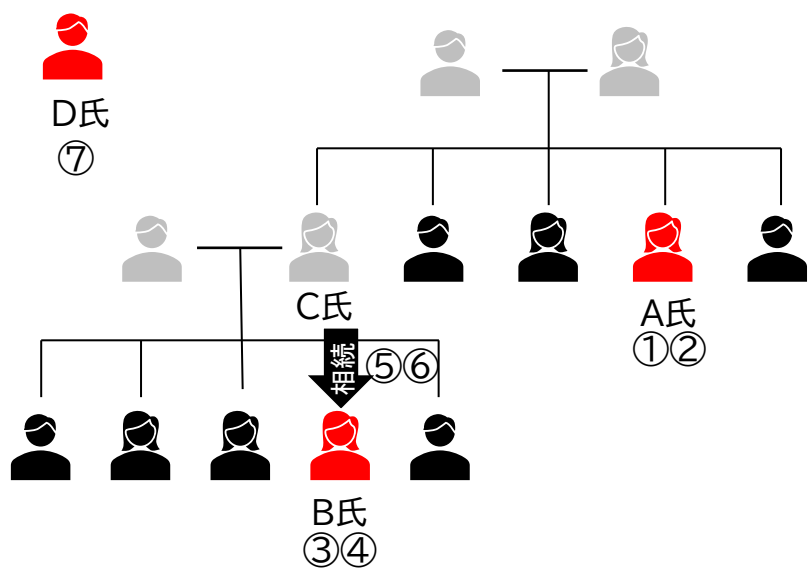
3. 環境保護地区の変遷

池田2丁目環境保護地区の指定



(特性と課題)
京町台地の北西斜地で、井芹川の蛇行による浸食によりできた地形である。ふもとには熊本電鉄が通り、近くには山下団地や、井場の下団地が存在する。
この地域には数十年前には富尾山と呼ばれ一帯が雑木林であったが、開発により浸食され、雑木林が点在して残っているのが現状である。
この地区は残存している雑木林の1つであり、周辺の緑地が竹の増殖により、竹林に代わってしまった中で、本緑地はコジイ等の樹木が残っている。

4. 土地所有所への意向調査について



※保護協定期間は5年ごとに更新

土地	所有者	解除理由	該当(規則第5条第1項)	保護協定締結※	解除申出
①	A	制約を受けたくない。	第3号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)	済
②					
③	B	遠方に住んでいて管理が十分に出来ていない。 環境保護地区として守っていく自信はない。	第3号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)	予定
④					
⑤	C→B (相続)	経済的な理由により、土地の売買を考えている。	第1号ア (経済的な理由)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過) R3.9.8相続済み	予定
⑥					
⑦	D	周りが解除するのであれば、解除して構わない。	第3号 (保護協定締結後10年以上)	平成16年7月1日～ (保護協定締結後17年経過)	予定

平成 15 年 7 月 18 日 環境保全局長 決裁

環境保護地区の指定方針について

1 趣 旨

平成元年度に市街地に残る良好な緑地を保全すると共に、緑化の推進を図るために、「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定した。この条例に基づき、良好な緑地を環境保護地区に指定することとし、これまで 11 ヶ所の指定を行ない緑地の保全を図って来た所である。

しかしながら、環境保護地区の指定に当たっての基準が明解でないとの指摘を環境審議会で受け、環境保護地区そのものに対する疑問が出ている状況である。そのため、環境保護地区の指定基準を明確化し、事務処理の円滑化を行うと共に、良好な緑地のより一層の保全を図るために指定方針を定めるものである。

2 対象の緑地

環境保護地区は都市緑地保全法に基づく緑地保全地区に準じるものとして指定を行っているものである。そのため対象緑地は次に該当するものとする。

① 都市計画区域内に位置する緑地

② 民有地である緑地

但し、緑地を保全するために何らかの規制がある次の地域は除く

- ・ 風致地区
- ・ 県立自然公園区域
- ・ 都市計画緑地

3 条例及び規則での環境保護地区の要件

条例では環境保護地区に値する緑地の要件を第 3 条に定めている。

条 例

第 3 条 市長は次に掲げる地域を環境保護地区として指定することができる。

(1) 野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他自然が残存するものの

(2) 河川、湖沼、湧水地その他の水辺景観が優れている地域

(3) 美観風致が優れている緑地を形成している地域

(4) その他自然環境を保護する必要がある地域

としている。

ただ、条例の環境保護地区の要件は抽象的な表現のために規則の第 2 条で次のように定めている。

規 則

第 2 条 条例第 3 条に規定する環境保護地区の規模は、植生、緑量、景観を勘案し、熊本市環境審議会の意見を聴いて市長が定める。

としている。

4 緑地の評価

自然的環境の評価で規則で定めてある三つの指標①植生自然度、②緑量、③景観について、各項目毎に評価ランクの基準を次のように設定する。

A：きわめて良好

B：良好

C：普通

D：環境保護地区の対象としてはやや不適

E：環境保護地区の指定としては不適

以上 5 段階

① 植生自然度

成立する年数を基準として評価を行う。

自然度	自然度 5	自然度 4	自然度 3	自然度 2	自然度 1
成立年数	50～100 年	十数年	数年～十数年	1～数年	1 年生草本
評価	A	A	B	C	

② 緑量

緑の量に基づき評価を行う。

緑量 (㎡)	16,000 以上	8,000 ～ 16,000	4,000 ～ 8,000	2,000 ～ 4,000	2,000 未満
評価	A	B	C	D	E

③ 景観

眺望度、被視度、多様性、季節変化、保全度（裸地等でマイナス要因）の 5 つの視点でそれぞれ 1 として評価する。保全度は－1 とする。

点数	3 以上	2	1	0	－1
評価	A	B	C	D	E

5 環境保護地区の指定基準

環境保護地区の候補は緑地面積が 2,000 ㎡以上で①植生自然度、②緑量、③景観の指標の内いずれかが評価 A に該当するものとする。

尚、これらの指標に加え、次に掲げる基準も勘案する。

- ① カブトムシ等の昆虫や野鳥の生息場所になっており、地域住民の小動物とのふれあいの場となっている。
- ② 周辺に一団となった緑がなく、ランドマークとなっている。
- ③ 開発が周辺まで進み、このまま対策をしないと緑地が消滅する恐れがある。

6 今後の展開

現在、環境保護地区は 11 箇所 10.2 ha 指定地区を行っているが、今後は平成 13 年度に調査した緑被率調査と平成元年度から実施している指定候

補調査から、環境保護地区の指定基準に該当する緑地を抽出し、環境保護地区の候補とする。

尚、この環境保護地区の指定候補はランク付けを行い、環境審議会の意見を聴きながら、上位に位置付けられた緑地から、順次指定の事務作業を進める。

環境保護地区の指定フロー

現在の指定フロー

環境保護地区事前調査（審議会） ⇒ 環境保護地区の候補選出（事務局） ⇒ 審議会 ⇒ 地権者説明 ⇒ 地権者の同意 ⇒ 指定

新しい指定フロー（案）

環境保護地区事前調査（審議会） ⇒ 環境保護地区の候補選出（事務局） ⇒ 地権者説明 ⇒ 地権者の意向 ⇒ 審議会 ⇒ 指定

7 今後の事務フロー（案）

